

ゴールデンウィークの調剤体制の確保にご協力ください！

新型コロナウイルス感染症が拡大している状況にあることから、都は、ゴールデンウィークの調剤体制を確保するため、保険薬局の皆様のご協力をお願いします。

ゴールデンウィークに調剤体制を確保する「保険薬局」への「協力金」について

ゴールデンウィーク（5月1日～5月5日）のいずれかの1日又は複数日に、1日あたり合計4時間以上、調剤体制を確保していただいた「保険薬局」を対象に、東京都が「協力金」を支給します。

◆対象機関

近隣の診療・検査医療機関からの要請等を受け、ゴールデンウィークに開局する「保険薬局」

◆支給要件等

- ゴールデンウィーク期間の体制（開局日、開局時間等）について、事前に東京都に「登録」をお願いします。※ 都のホームページから登録してください。
- 登録後、令和3年5月1日から令和3年5月5日までの間で、調剤体制を1日以上確保してください。（1日あたり合計で4時間以上）
- ゴールデンウィークの開局日や開局時間等を近隣の診療・検査医療機関と事前に調整し、決定してください。診療・検査医療機関の要請等がなく開局している場合は、本事業の対象外となりますので、ご注意願います。
- 区市町村の委託により開局している場合は、本事業の対象になりません。

◆支給額（1日当たり）

- 4時間以上8時間未満 15,000円
- 8時間以上 30,000円

◆スケジュール（案）

- 4月20日～4月26日 登録申請の手続き開始
 - ・登録後、申請受付のメール通知しますので、メールを保存してください。
 - ・4月27日以降の新規登録は認められません
- 5月1日から5月5日 ゴールデンウィークの体制確保
- 5月6日以降 協力金の申請
 - ・申請方法等については別途通知いたします。

※ 登録いただいた情報は、一般への公表を行いません。

「東京都発熱相談センター」や「各保健所」、「医師会」、自治体等の関係機関内でのみ共有させていただきます。